

## 静岡県告示第255号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

1の表中「静岡県動物管理指導センター」を「静岡県動物愛護センター」に改める。

2③の表中株式会社りそな銀行の項取扱店舗の欄「国内店舗。ただし、静岡県外の公金収納店での取扱いは、マルチペイメントネットワークを利用した収納に限る。」を「国内店舗。ただし、静岡県外の公金収納店での取扱いは、マルチペイメントネットワークを利用した収納に限り、静岡県内の公金収納店での取扱いは、マルチペイメントネットワーク及び口座振替を利用した収納に限る。」に改める。

### 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。